

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第41号

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成22年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第2条第2号イに規定する契約の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 ソフトウェアの使用許諾

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。